

# 公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施基準

## 1. 目的

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の就業において、刈払機を使用する作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止するため、当該業務に就業する会員に対し、必要な知識・技能等を付与するため、本基準を定める。

## 2. 対象者

刈払機取扱作業者として就業する会員、又は就業を希望する会員

## 3. 講師

- (1) 講師については、「公益社団法人沖縄市シルバー人材センター会員の技術・技能向上の実施に関する要綱」に基づき講師を選任する。
- (2) 講師は、当該教育を行う安全衛生団体（林業・木材製造業労働災害防止協会等）が開催する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講し、学識経験及び実務経験を有する者とする。

## 4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムについては、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム」【資料：1】に基づき実施する。
- (2) 教材は、「刈払機取扱作業者必携 <刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育テキスト>」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）等を活用する。
- (3) 1回の教育対象人員は、概ね50人以内とする。また、実技教育は10人以内の受講者を1単位として実施し、当該実技講習を行う場合には、1単位につき1名の講師を配置する。

## 5. 修了証の交付等

- (1) 講師が受講者の知識・技能等について一定の習熟度に達したと認める会員に対して、修了証【資料：2】を交付するとともに、教育修了者名簿【資料：3】を作成し保管する
- (2) 当該教育を実施した結果については、その旨記録し保管する。

## 6. 調整会議等

講師は、当該教育の実施に向けての課題等が発生した場合は、調整会議を開催し、解決にあたる。

## 附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

### 【資料：1】

## 刈払機取扱い作業者に対する安全衛生教育カリキュラム

### 1 学科教育

科 目	範 囲	時 間
1 刈払機に関する知識	( 1 ) 刈払機の構造及び機能の概要 ( 2 ) 刈払機の選定	1.0
2 刈払機を使用する作業に関する知識	( 1 ) 作業計画の作成等 ( 2 ) 刈払機の手配 ( 3 ) 作業の方法	1.0
3 刈払機の点検及びその整備に関する知識	( 1 ) 刈払機の点検・整備 ( 2 ) 刈刃の目立て	0.5
4 振動障害及びその予防に関する知識	( 1 ) 振動障害の原因及び症状 ( 2 ) 振動障害の予防措置	2.0
5 関係法令	( 1 ) 労働安全衛生関係法令中の関係条項 及び関係通達中の関係事項	0.5

### 2 実技教育

科 目	範 囲	時 間
1 刈払機の作業等	( 1 ) 刈払機の手配 ( 2 ) 作業の方法 ( 3 ) 刈払機の点検・整備の方法等	1.0

【資料：2】

(表)

安全衛生教育講習修了証		
氏名		写 真
生年月日	昭和 年 月 日	
住所		
上記の者は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センターが実施した裏面記載の教育等を修了したことを証明する。		
交付年月日 平成 年 月 日		
公益社団法人沖縄市シルバー人材センター		

(裏)

刈払機取扱安全衛生教育講習修了証		
講習名	交付日	修了証
刈払機取扱安全衛生教育講習	平成 年 月 日	
備考		
注意事項 1. 本修了証は、作業中は必ず携帯すること。		
2. 本修了証を紛失した時は、再交付を受けること。		

【資料：3】

刈払機安全取扱技能特別教育講習 修了者名簿

開催日：平成 年 月 日（ 曜日）

時間：午前9時～午後4時

場所：シルバーワークプラザ 2F 大会議室

	会員 番号	氏名	住所	電話番号	修了証	確認
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						